

# 国民健康保険税率・税額の改正について

市町村はこれまで個別に給付費を推計し保険税負担額を決定してきましたが、平成30年度より国民健康保険制度が見直され、県の示す事業費納付金および標準保険料率を参考に、それぞれの保険税算定方法や目標収納率に基づき保険税率・税額を定め、賦課・徴収することとなっております。つきましては次のとおり税率・税額改正を行います。

## 【改正前】平成30年度まで

### ▼国民健康保険税の計算式

区分	医療分	支援金分	介護分 (40歳～64歳)
所得割額	(前年中所得金額-基準控除33万円) × 7.89%	(前年中所得金額-基準控除33万円) × 3.29%	(前年中所得金額-基準控除33万円) × 1.41%
資産割額	当該年度固定資産税額 × 36.89%	当該年度固定資産税額 × 14.61%	当該年度固定資産税額 × 8.88%
被保険者均等割額 (均等割額)	国保加入者数 × 15,500円	国保加入者数 × 5,900円	介護2号該当者数 × 5,200円
世帯別平等割額 (平等割額)	ア 特定世帯以外 13,500円 イ 特定世帯 6,750円 ウ 特定継続世帯 10,125円	ア 特定世帯以外 5,200円 イ 特定世帯 2,600円 ウ 特定継続世帯 3,900円	2,900円
総賦課限度額	580,000円	190,000円	160,000円

## 【改正後】令和元年度から

### ▼国民健康保険税の計算式

(表中: 標記の赤字値は変更後の国保税改正後の数値)

区分	医療分	支援金分	介護分 (40歳～64歳)
所得割額	(前年中所得金額-基準控除33万円) × 7.89%	(前年中所得金額-基準控除33万円) × 3.29%	(前年中所得金額-基準控除33万円) × 2.00%
資産割額	当該年度固定資産税額 × 33.50%	当該年度固定資産税額 × 12.50%	当該年度固定資産税額 × 8.00%
被保険者均等割額 (均等割額)	国保加入者数 × 17,500円	国保加入者数 × 7,500円	介護2号該当者数 × 6,500円
世帯別平等割額 (平等割額)	ア 特定世帯以外 14,500円 イ 特定世帯(※1) 7,250円 ウ 特定継続世帯 10,875円	ア 特定世帯以外 6,500円 イ 特定世帯(※1) 3,250円 ウ 特定継続世帯 4,875円	4,000円
総賦課限度額	610,000円	190,000円	160,000円

特定世帯とは、これまで国保被保険者であった方が後期高齢者医療制度に移行したことにより、同一世帯の他の国保被保険者が1人だけとなった世帯をいいます。

- 所得割 (医療分 + 後期高齢者支援金分 + 介護分) 0.59%増
- 資産割 (医療分 + 後期高齢者支援金分 + 介護分) △6.38%
- 均等割 (医療分 + 後期高齢者支援金分 + 介護分) 4,900円増
- 平等割 (医療分 + 後期高齢者支援金分 + 介護分) ア3,400円増 イ 2,250円増 ウ 2,825円増

● 問い合わせ先: 村役場 福祉保健課 国保健康保険・後期高齢者係 ☎(0980)-56-4189